栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集 仕様書

1　名称

栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集

2　目的

栃木県本庁舎にデジタルサイネージを設置することで、県有財産の有効活用による歳入確保及び行政情報の効果的な発信による県民サービスの向上を図る。

設置及び運営については広告掲出事業者をプロポーザル方式により募集し、広告掲出事業者はデジタルサイネージのコンテンツとして掲載する広告の取扱手数料等により、県への広告料、機器の設置に要する費用、運営費用等の事業実施に伴うすべての経費を回収する。

3　業務内容

広告掲出事業者は以下の業務を一括して実施する。

（1）機器設置・調達

- デジタルサイネージを実施するために必要な機器等（ディスプレイ及び関連設備）の調達
- 設置工事（電源・ネットワーク含む。）
- 設置後の動作確認

（2）運用・保守

- コンテンツ配信システムの構築、運用
- 機器の保守、点検、修理
- 障害発生時の復旧対応
- 遠隔監視システムの導入

（3）広告営業

- 広告主の募集・契約

（4）行政情報の無償掲載

- 県が提供する行政情報を掲載

（5）撤去及び原状回復

- 協定期間満了時、３（１）により設置した機器等の撤去、原状回復

4　協定期間

- 協定締結日～令和 14（2032）年３月 31 日（最長）
- 協定期間は最低１年以上とし、希望する協定期間を提案するものとする。
  ただし、協定期間は提案内容、事業計画及び県との協議を踏まえて決定する。

5　費用負担

県に納める広告料のほか、以下の費用はすべて広告掲出事業者が負担する。

・　機器設置・調達費
・　運営・保守費
・　広告営業費
・　その他デジタルサイネージの設置・運営に必要な費用
・　デジタルサイネージ等の撤去及び原状回復費用
・　行政財産使用料（栃木県行政財産使用料条例に基づく）
・　電気料金（栃木県行政財産使用許可事務処理要領に基づく）

6　デジタルサイネージの仕様

（1）画面サイズ

・　75 インチ以上とする。

（2）解像度

・　４Ｋ（3,840×2,160）　を標準とする。

（3）設置形態

・　自立スタンド型を基本とし、壁掛け型、天井吊り下げ型は不可とする。
・　設置位置に応じて必要な長さの電源ケーブルを付属し、安全性及び美観に配慮した配線処理を行うこと。
・　庁舎内の安全性を確保し、既存の動線を妨げない設置構造とすること。
・　利用者の安全確保及び機器保護のため、デジタルサイネージ周辺にベルトパーティション等の安全設備を設置すること。

（4）設置場所及び件数

・　別紙「デジタルサイネージ設置候補場所」から、情報発信効果が最大となるよう設置場所を提案すること。
・　設置件数は、２か所以上とすること。なお、広告は複数箇所に同一内容を掲出することも可とする。

（5）掲載時間

・　原則として開館日の８時から 21 時とし、タイマー機能等により電源管理を行うこと。
・　必要に応じて手動による電源の入切が容易に行えるものであること。

（6）音声

・　音声付きの広告については、本館地下１階ロビーのみ可能とする。なお、周辺利用者及び執務環境に支障を生じない音量に調整しなければならない。

（7）ネットワーク

・　デジタルサイネージの運営に必要な通信環境（ネットワーク、端末、その他通信を必要とする機器等。以下「通信環境」という。）を整備すること。
・　通信環境は、県が管理するネットワークから独立した構成とし、県のネットワークとは物理的、論理的に分離すること。
・　通信環境は、第三者による不正接続又は不正利用を防止するため、認証、アクセス制御その他必要なセキュリティ対策を講じること。

（８）運用開始時期

・　デジタルサイネージの広告掲載は令和９（2027）年４月１日以降とする。

・　ディスプレイの設置時期は県と協議の上、決定する。

（９）その他

・　デジタルサイネージを実施するために必要な機器等の設置工事（電源・ネットワーク含む。）において、本庁舎の施設の原状変更をする場合には事前に県の承認を得ること。

・　機器、ソフトウェア及び通信設備について、脆弱性への対応、セキュリティアップデートその他必要なセキュリティ対策を適切に実施すること。

７　保守義務

（１）稼働率

・　年間稼働率：99%以上

（２）障害対応

・　障害が発生した場合の体制を整え、迅速な復旧を行うこと。

・　不正アクセス、マルウェア感染その他のセキュリティ上の事故又はそのおそれを認知した場合は、必要に応じて通信を遮断する等、被害拡大防止措置を講じるとともに、速やかに県へ報告すること。

（３）遠隔監視

・　遠隔にて監視可能なシステムを導入し、障害発生時に自動通知されること。

・　遠隔監視、保守その他外部から機器等にアクセスする場合は、アクセス可能な利用者及び端末を必要最小限に限定し、認証その他の不正アクセス防止措置を講じること。

８　民間広告物の審査

広告物については、掲出開始日の 14 日前までに栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲載実施要領第９条のとおり「栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告審査申込書」（別記様式第１）を提出し、県の承認を受けなければならない。なお、県が一度承認をした広告物でも、状況の変化等により、引き続き掲出することが適切ではないと県が判断したときは、掲出の中止を指示する場合がある。

９　広告売上の報告

広告掲出事業者は、広告掲載による収入の状況を明らかにするため、年度ごとに、栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲載実施要領第 14 条のとおり「栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲載実績報告書」（別記様式第２）を毎年３月 10 日までに県に提出すること。なお、県は必要があると認める場合には、広告掲出事業者の広告事業に係る帳簿、証憑書類その他関係書類を確認することができることとする。

10　行政情報の表示要件

（1）行政情報の最低掲載時間

行政情報の掲載時間は、１時間あたり 10 分以上とし、行政情報を全画面または大画面領域で掲載すること。

（2）行政情報の更新

行政情報について県は、３か月に１回以上、内容を更新できるものとする。

（3）行政情報の受渡し

行政情報は、原則として県から広告掲載事業者へ電子メールにより受け渡すものとする。ただし、電子メール以外の方法を用いる場合は、県と広告掲載事業者が協議の上、受け渡し方法を決定する。

11　災害時等の対応

- 災害時又は県が必要と認めた場合は、広告に優先して行政情報等を全面表示すること。
- 広告掲出事業者は、県が必要に応じてデジタルサイネージの運転を停止できるよう、県職員が操作可能な位置に電源設備を設けるものとする。
- 県は、災害、事故、設備保守、施設管理その他必要があると認める場合は、事前の通知なく電源を遮断し、又は機器の運転を停止することができる。
- これにより広告掲出事業者又は広告主に損害が生じた場合であっても、県はその責めを負わないものとする。

12　県に支払う広告料、行政財産使用料及び電気料金

（1）広告料

- 広告料は、広告掲出事業者が広告を募集し、広告主から得た売上げの総額に対し、県と広告掲出事業者の協議により決定した割合を乗じて得た額とする。
- 広告料の算出において広告売上総額に乗じる割合は 15%以上とし、提案募集において割合を提案すること。
- 各年度の年額を毎年３月に県が発行する納入通知書により納入する。

（2）使用料

- 使用料は、栃木県行政財産使用料条例(昭和 39 年栃木県条例第９号）の規定に基づき算出した金額とする。
- 各年度の年額を毎年４月に県が発行する納入通知書により納入する。

（3）電気料金

- 広告掲出事業者の負担で設置するメーター（計量法に基づく検査に合格したもの）により計測した電気の使用量に基づき算定した金額とする。ただし、メーターを設置しない場合は栃木県行政財産使用許可事務処理要領に基づき算定した金額とする。
- 県が算定した金額を県が発行する納入通知書により納入する。

13　デジタルサイネージ等の毀損及び盗難

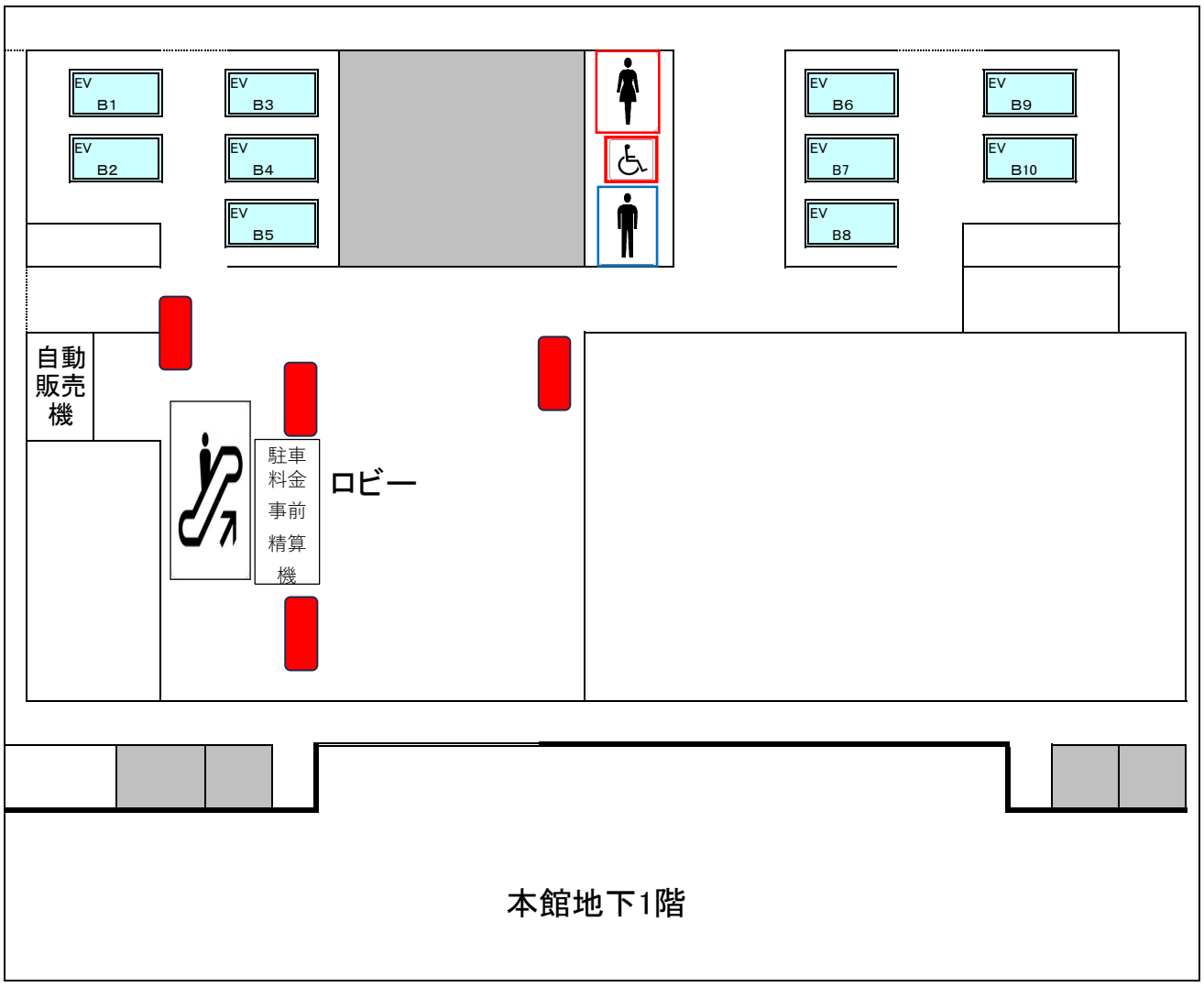
- 広告掲出事業者が設置したデジタルサイネージを実施するために必要な機器等が毀損及び盗難に遭った場合、県の責めに帰する事由による場合を除き、県はその責を負わない。
- デジタルサイネージ等の毀損及び盗難に遭った場合は、広告掲出事業者の負担により速やかに復旧する。

14　企画提案内容

- デジタルサイネージ設置計画（台数、場所）
- デジタルサイネージの仕様
- 運営体制
- 保守体制
- ネットワーク構成図
- 行政情報の表示計画（掲載時間、更新頻度）
- 広告収益の計画（広告単価、広告掲載数）
- 県に納入する広告料
- 協定期間

栃木県庁本庁舎デジタルサイネージ設置候補場所




EV B1
EV B2
EV B3
EV B4
EV B5
EV B6
EV B7
EV B8
EV B9
EV B10
自動販売機
駐車料金事前精算機
ロビー
本館地下1階